

令和8年度幡多クリーンセンター  
工場棟給湯配管更新工事仕様書

# 令和8年度幡多クリーンセンター工場棟給湯配管更新工事

## 1. 工事名

令和8年度幡多クリーンセンター工場棟給湯配管更新工事

## 2. 履行場所

高知県四万十市上ノ土居1544番地 幡多クリーンセンター構内

## 3. 履行期間

令和8年7月23日～令和8年10月30日迄

## 4. 工事範囲

工場棟給湯配管更新(工場棟5階、プラント用水高架タンク室内の給湯配管)

※現場更新部写真集に上記平面図あり。

## 5. 工事内容

別紙、「金抜設計図書」及び「現場更新部写真集」、「材料等参考資料」参照のこと。

## 6. 工事等留意事項

- ① 本工事にて必要な建設業の許可は、管工事業の許可を取得していること。
- ② 旧配管の保温材は産廃として処分し、旧配管やポンプ等の撤去品は、幡多クリーンセンター構内の組合指定場所へ仮置きのこと。(※旧配管の保温を剥がすこと。)
- ③ 工事の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ④ 循環ポンプの配線接続作業は、電気工事士の有資格者が行うものとする。
- ⑤ 工場棟内には荷上用の天井クレーンが据え付けているため、仮に天井クレーンを使用し、荷上げを行う場合は、玉掛及び天井クレーン有資格者が行うものとする。
- ⑥ その他、施工等に必要な留意事項等あれば、質疑書にて質疑すること。
- ⑦ 見積作成にあたり、現場確認や現場説明を必要とする場合は、現場確認依頼書の提出及び、当組合事務局に事前の連絡を入れること。